

一 役員 二 職名 三 生年 四 住居 五 氏名 六 職業

新海保子高等中學校 明治二十五年六月生	東京モリスン合社 明治二十五年七月生	東京モリスン合社 明治二十五年九月生	東京モリスン合社 明治二十五年九月生	職上トナリ今日ニ至ル	職上トナリ今日ニ至ル	職上トナリ今日ニ至ル	職上トナリ今日ニ至ル
職上トナリ今日ニ至ル	職上トナリ今日ニ至ル	職上トナリ今日ニ至ル	職上トナリ今日ニ至ル	職上トナリ今日ニ至ル	職上トナリ今日ニ至ル	職上トナリ今日ニ至ル	職上トナリ今日ニ至ル

紡織労働組合規則

第一章 目的
 一 本組合は紡織労働組合として紡織事業に就する労働者を以て組織し
 二 本組合は労働者相互の福利を謀り、共同の利益を擁護し、職業上及び生活上の
 三 福利を共同の力で謀り、労働者相互の福利を謀り、共同の利益を擁護し、職業上及び生活上の
 四 福利を共同の力で謀り、労働者相互の福利を謀り、共同の利益を擁護し、職業上及び生活上の
 五 福利を共同の力で謀り、労働者相互の福利を謀り、共同の利益を擁護し、職業上及び生活上の
 六 福利を共同の力で謀り、労働者相互の福利を謀り、共同の利益を擁護し、職業上及び生活上の
 七 福利を共同の力で謀り、労働者相互の福利を謀り、共同の利益を擁護し、職業上及び生活上の
 八 福利を共同の力で謀り、労働者相互の福利を謀り、共同の利益を擁護し、職業上及び生活上の
 九 福利を共同の力で謀り、労働者相互の福利を謀り、共同の利益を擁護し、職業上及び生活上の
 十 福利を共同の力で謀り、労働者相互の福利を謀り、共同の利益を擁護し、職業上及び生活上の